

日薬連発第 136 号
平成 29 年 3 月 2 日

加盟団体殿

日本製薬団体連合会
ワシントン条約関係連絡会
座長 嶋田康男

犀角の適正な購入使用のお願い

平素は本会の事業にご協力頂き有り難うございます。

犀角の原動物のサイがワシントン条約の附属書 I に指定されており、野生動物保護の観点から輸出入禁止の状況下、皆様の犀角の適正なご使用に厚く感謝申し上げます。

今般、野生動物保護団体の TRAFFIC よりサイのと殺頭数などについて連絡があり、またその使用についてのお願いが参りましたので、皆様にお知らせすると共に、犀角の適正な購入使用について引き続き厳守いただく様、貴会会員に周知いただきます様お願い致します。

【TRAFFIC からの連絡とお願い】

・連絡

毎年この時期に発表されている南アフリカ共和国でのサイの密猟頭数に関する記事をお送りします。

["http://www.traffic.org/home/2017/2/27/south-africa-annual-rhino-poaching-toll-falls-for-second-yea.html"](http://www.traffic.org/home/2017/2/27/south-africa-annual-rhino-poaching-toll-falls-for-second-yea.html)

・お願い

2015 年は、1054 頭が犀角を目的に殺されました。一昨年昨年より若干数値が下がっているとはいえ、まだ毎日 3 頭が被害にあっています。需要が縮小しない状況を示していると言えましょう。犀角の在庫を保有されている方々に共有いただき、在庫保管の強化や高値買取の申し出にも決して応じられることのないようお願い致します。

以上